

第57回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成25年12月24日（火曜日）

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農 林 振 興 課 長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上 月 支 所 長	伊 東 静 夫	南 光 支 所 長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 82 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 92 号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 95 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 96 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 97 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 98 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 107 号 財産の取得について
- 日程第 8. 同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9. 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10. 閉会中の委員会所管事務調査等について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本第 57 回の本会議につきましては、12 月の 6 日から 24 日までの 19 日間の開会をさせていただきました。その間、委員会等十分ご審議をいただいたわけでありますけども、本日が最終日でございますので、よろしく願いをしたいなと思っています。

それじゃあ、始めます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 82 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（委員長報告）

議長（西岡 正君） まず日程第 1、議案第 82 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

議案第 82 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

報告を求められましたので、総務常任委員会に付託されました案件の審査結果を報告いたします。

日時は、平成 25 年 12 月 10 日、火曜日、午前 9 時 29 分より 9 時 55 分まで。9 時 55

分閉会いたしました。

場所は、3階、委員会兼控室でございます。

出席者は、委員5名、石黒、大下、敏森、金谷、西岡議員であります。

当局より、町長、副町長、総務課長、総務課広報室長、企画防災課長、まちづくり企画室長、まちづくり企画係長であります。

事務局より、局長及び局長補佐であります。

協議事項といたしまして、第57回定例会に付託案件であります。

審査事項として、議案第82号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

まず、提案説明であります。

辺地総合計画は、辺地における公共的施設を総合的かつ計画的に整備を促進するために法律の定めるところにより当議会において平成24年3月定例議会で議決したものであります。

この計画を策定することによって有利な辺地債、交付税算入80パーセント、償還10年を借りることができ、平成24年度から行っている防災行政無線整備事業において、これを有効活用することによって円滑かつ安定的な行財政運営を図ることを目的として、辺地対策事業債、辺地債ですね、の増額を変更する提案であります。

内容は、本町において辺地とするのは23地区あり、そのうち15地区について12カ所の辺地地域でモーターサイレン17基、残る3カ所の屋外拡声子局更新ほかとなっています。

なお、当計画案は、平成25年11月21日付で兵庫県知事から辺地総合整備計画の協議についての異議なしとの回答を得ておりますという提案説明がありました。

質疑といたしまして、当初からあった計画であれば、なぜ今回の変更ではなく、当初計画書に含んでいなかったか。答弁として、当初から、増額分だけを計画変更することとなっており、それに基づき計画変更を行うものだ。

質疑、設計上、最初の段階で、必要とするモーターサイレンなどは、当初、計画に入れていなかったのか。答弁としまして、モーターサイレンは当初より挙げているが、その後、追加の分を今回、変更で挙げている。

質疑、計画変更に当たっては、あらかじめ兵庫県と協議が必要ではなかったのか。事後承諾とはならないのか。答弁、当初、計画があって、追加となった。その時点で、県との協議を行い変更許可を得ている。

質疑、計画後において、県との承認協議をするという順番はどうか。答弁、当初、計画があって事業していく中で、今回のように追加や、また、安くなる場合、事業の減額もあり得ると。その都度、精算し、そのうち確定分は、議会の議決を得て計画変更をし、借り入れを行う。当初、計画に沿って工事を行うが、変更の必要も生じてくる。手続的に事業確定後の、工事終了後の変更は認められていると。

質疑、辺地度点数が高いところと低いところがあるが、山の高低差は関係しないのかという質問に対し、答弁として、公共施設までの距離、停留所までの距離などが定めにあると、その基準に基づき点数があり加点されると。100点を超えたところが辺地地域となると。辺地度は、山の上にあるから、下にあるからといって辺地だとはいえない。

続いて質疑です。辺地債は有利だ。辺地で行っている事業の内訳は。答弁として、議案一覧に記載しているとおり平成24年の変更前、平成25年の変更後と記載していると。この全ての事業に辺地債を充てていると。

質疑を終了いたしまして、討論いたしました。討論なく、採決の結果、議案第82号、辺地に係る公共施設の総合計画の変更については、原案どおり可決。以上であります。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。
それでは、委員長報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 委員長がおっしゃられたとおりだと思うんですけども、アナログからデジタルに変わってね、今こう、あちこちでこう、電気屋さんが入れておるわけなんです、三原にアンテナがあるということなんで、僕らは三原とか三ツ尾とか、東大畑、西大畑、よく入ると思っておったんですけども、三ツ尾が若干入る。ほかのところは、三原もボチボチアンテナ挙げたら入るらしいですけども、ほん側にアンテナがあるのに、ちゃんと入ってないということを聞いておるんですけども、せっかくこの、辺地でこのデジタルにしたらよく入るんだというようなことを受けておるんですけども、非常に、その入りにくいというような状況になっておるんですけども、今は、その大畑のほうなんか、大分、外のほうで電波探さないと入りにくいというような話も聞いておるんですけども、それのそこは、どうなんですかね。やっぱり、デジタルでやって、もっとよくなるということは、それでええんですかね。そのへん、ちょっとお伺いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、委員長。

総務常任委員長（石黒永剛君） 今のご答弁に対しては、そういった質問は出ておりませんが、この変更の議案については、事業費の変更であって、デジタル放送がどうのというような議案ではございませんので、審議はしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

2 番（新田俊一君） これの審議はしてないということなんです、やはり、せっかくされるのであれば、良否はどうかというようなことも、そういう中の意見の中に入れてやるべきではないかと思うんです。それが、入ろうと入るまいと、それは知ったこっちゃないでは、ちょっと具合が悪いんだと思うんですけど、それは、どうですか。

〔総務常任委員長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、委員長。

総務常任委員長（石黒永剛君） 議案自身が、事業費の変更の議案でございましたので、その件には触れてない。しかし、あえて、許されるならば、その後において時間を別に、その今、新田議員のおっしゃられることについては、話し合いはしております。以上です。

議長（西岡 正君） 若干、議案外にはなってますので、その点をお含みください。
よろしいですか。

2 番（新田俊一君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 82 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 2. 議案第 92 号 佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 95 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4. 議案第 96 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 97 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 6. 議案第 98 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2 ないし日程第 6 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 2、議案第 92 号、佐用町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてから、日程第 6、議案第 98 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの 5 件を一括議題といたします。

議案第 92 号及び第 95 号ないし第 98 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山田弘治君。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、厚生常任委員会報告をいたします。

12月6日、第57回定例会開会日において付託を受けました議案第92号、95号、96号、97号、98号についての審査経過及び結果について報告をいたします。

平成25年12月11日、午前9時30分から審査のための委員会を開会し、同10時25分に閉会をしております。

場所につきましては、3階の委員会室兼議員控室。

出席した者、委員のほうは、石堂、山本、岡本安夫、矢内、平岡、山田、西岡議長であります。

当局からは、町長、副町長、健康福祉課長、上下水道課長、総務課長であります。

事務局からは、局長と局長補佐。

議長、町長の挨拶を受けた後、直ちに審査のための委員会を開会し、付託を受けました議案審査に入りました。

まず、議案第92号について、当局に追加説明を求めました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年4月28日に国において法律が可決をされました。それらに基づき国の法律であります地方青少年問題協議会法が、平成25年の6月14日に改正をされました。

佐用町の問題協議会の組織構成については、第2条に挙がっている協議会は、会長及び委員20人以内で組織するとなっております。第2項目に、法律を適用しております。今回、委員については、3条の2項と3項の言葉を、そのまま引用し、2条の2項に委員は、町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、町長が任命する項目、第3条3項を引用し、追加をさせていただいております。

国の法律の会長、団体の長をもって充てるという項目が削除されましたので、今回、条文を一部ずらし第5項に会長は町長をもって充てるということに、今回改正案をお願いしている。

質疑に入りまして、委員からは、問題協議会の活動についてお尋ねをしたい。健康福祉課長、1項1号に、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき重要事項を調査審議する。2号では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整、佐用町の場合は、地域で青少年にかかわる重要な協議事項等が発生した場合は、問題協議会の中で協議を図っていく。

委員からは、国の本来の法律の改正の趣旨は、町は、どう理解されているのか。健康福祉課長のほうからの答弁ですけども、柔軟な組織運営が可能になるということで、今回、見直しがされたと理解をしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論がなく、討論を終結。

採決の結果、挙手、全員で議案第92号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第95号の審査に入りますが、96号、97号について、関連がありますので、一括議題とし、当局の追加説明を求めました。

消費税が来年4月から施行されることに伴い関係条例を改正するものです。

95号の個別排水処理施設条例につきましては、11条で内税方式から外税方式に改めさせていただきます。

96号については、第6条の工事負担金については、補助金等を差し引いた残額とするところを、一般家庭の工事負担金の上限額を20万円に、表示させていただいております。

ます。19条の使用料金については、個別排水と同様の説明のとおり文言を改正をお願いしたい。

97号については、5条の2、使用開始の届出と現行はしていたが、ほかとの整合性を図り、公共ます等設置承諾書の提出に改めたい。工事負担金についても、先ほど同様に、上限額、一般家庭の上限20万円というように明示をさせていただきたい。15条につきましても、内税方式から外税方式に改めると文言の修正をお願いしております。

追加説明が終わりましたので、まず、議案第95号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正についての質疑に入りました。

まず、委員からは、来年4月から消費税が8パーセントで施行されるが、水道料金、下水道料金は、当初は、どのように理解したらいいのか。上下水道課長、下水道料金については、3月分の使用料金については、4月に徴収をするので5パーセント。4月分については、5月に徴収するので8パーセントの料金になる。水道料金については、2カ月に一度お願いしているので、2月、3月を4月、5月で徴収するので、水道料については、6月分から8パーセントになる。

ほかに質疑はなく、質疑を終結し、討論では、消費税が上がることにより住民負担が増えることになるとの内容の反対討論がありました。

賛成討論はなく、討論を終結し、議案第95号は、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決をされました。

続いて議案第96号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についての質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、来年度消費税が引き上げることによって住民負担が増えるとの内容で反対討論がありました。

賛成討論はなく、討論を終結し、議案第96号は、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決をされました。

続いて議案第97号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結。

討論に入りましたが、96号と同様の内容で反対との討論があり、詳細は本会議で述べるとの討論がありました。

賛成討論はなく、討論を終結し、採決の結果、挙手多数で、97号は原案のとおり可決をされました。

最後に、議案第98号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、追加説明を求めました。

上下水道課長から、これにつきましても消費税の関係で、料金の改正とあわせて加入金もお願いしたい。それと、特定区域の水道使用料金の表示を、加入金の50ミリメートルを超えた場合と同様に協議とさせていただいて、町長が定める額と改正をさせていただきたい。条例の7条、9条、16条の2第1項についても改正をさせていただきたい。加入金については、現行の内税方式から税抜価格に改正。料金表も内税から外税に改めさせていただいております。

質疑に入り委員からは、協議により町長が定める額というのは、どう理解したらいいのか。上下水道課長、今回の特定区域の分については、契約に基づいて協議をするとの文言の改正をさせていただいております。

さらに委員からは、特定区域の水道料金の届け出が6月10日付で出されているが、協議の結果、町長が定める額とは、どのような内容か。町長、水道の場合、供給量に限界があるので、大きな口径で特別に使用量が大量に使えるということを条例で定めると、町としては、逆に供給をしなきゃいけない義務が出てくる。町にも、取水量、給水能力に限りがあり、それ以上のものを使うという状況が出てくる場合は、料金の問題と給水する量の

問題が出てきた時に協議する中で規制をすることができると考えている。

質疑を終結。

それで、討論に入りましたが、98号については、ゴルフ場との経過の問題があり、納得できていないとの反対討論がありました。

賛成討論はなく、討論を終結し、採決の結果、挙手多数で、議案第98号は、原案のとおり可決をされました。

なお、詳細につきましては、議会事務局のほうに議事録がありますので、それぞれご確認をしていただけたらと思います。

これで、厚生常任委員会報告を終わります。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第92号から順に、委員長の報告に対しての、質疑及び討論、採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず議案第92号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第92号、佐用町青少年問題協会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第95号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬゑ君） 議案95号、個別排水処理管理条例改正の反対討論を行います。

個別排水処理施設管理条例改正は、月額使用料金を消費税を含む内税方式から外税方式に平成26年4月1日から実施する内容です。

国は、平成 26 年 4 月から消費税を現在の 5 パーセントから 8 パーセントに 3 パーセント引き上げ、平成 27 年 10 月からは消費税を 10 パーセントにする予定です。

条例改正で、来年 4 月から現在の消費税に上乗せされる 3 パーセントの料金の値上げになります。

さらに、再来年 10 月には、現行より 5 パーセント料金が引き上げられることになります。

使用料金の引き上げは、町民生活を苦しめることになります。町民の暮らしはどうか。今、年金は、引き下げられています。元々、消費税のアップは地域経済を、さらに冷え込ませるものです。町民の暮らしを守るためには、消費税増税を住民に負担する提案は、やめるべきです。

鳥取県日南町では、消費税増税分の公共料金への上乗せはしない方針です。佐用町でも町民の暮らしを守る立場にたつべきことを求めます。

住民の暮らしを苦しめる条例には、反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、賛成はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 議案第 95 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部改正に賛成をする立場で討論させていただきます。

なお、討論中、関連がありますので、95 号、それから 96 号、それから 97 号、ちょっと若干、説明根拠として関連しますが、お許しをいただきたいと思います。

今回、提案されています条例改正につきましては、委員長が、先ほど、報告されましたとおり、来年の消費税の改定に伴う税の負担について、その適正な運営を行うために提案をされているものです。

仮に、この条例案を、今回認めないということであれば、実質的な消費税の引き上げ分 3 パーセントを、どこかが負担しなければいけないことになります。

関連から申し上げますと、現行の中で、例えば、特定環境なんかであれば、年間 2 億 1,000 万余りの使用料、それから、生活排水処理の関係でいえば、1 億 2,000 万余りの使用料が、それぞれ徴収をされております。これに関連しまして、それぞれ消費税が 2,200 万。それから、生活排水処理でいえば、消費税が 840 万、現行の 5 パーセントの中で負担をされているわけです。

これを、単純に改定見送るということになれば、それぞれの 3 パーセントが、誰かが負担しなければいけない結果になります。

具体的な数字から申し上げますと、例えば、特定環境の場合でありましたら 1,300 万。それから、生活排水の場合でありましたら 500 万余り、これを、どこかの段階で会計を補充しない限り会計の運営ができないわけです。

で、現行のままですと、内税方式のままでいくわけですがけれども、これを外税にして、引き上げ分を利用者の方から負担していただくというのが、今回の改定の趣旨です。

これを改定を行わない場合、当然、そのことが繰入金の中に持ち込まなければ会計処理ができない状況になります。繰入金の中に持ち込むということは、それぞれ特別会計として事業目的を持って、特定の利用者、使用者が負担するべきものを、広く町民に負担させようという結果になってしまいます。

このことから考えますと、今回の条例改正というのは、当然、行われるべきものであり、その立場で賛成討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 95 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって議案第 95 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 96 号について、委員長報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 96 号、公共下水道条例改正に対して反対の討論を行います。

公共下水道使用料に消費税の増税分を住民に求めるもので、住民負担は問題です。

議案第 95 号と同様の趣旨で反対します。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） ありますか。

〔石堂君「賛成」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。はい、どうぞ。

1 番（石堂 基君） 議案第 96 号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

討論の趣旨につきましては、95 号と全く同趣旨であります。

で、今回の条例改正について行わない場合、本当に不公平に著しく、町民全体の過度の負担を強いるものであり、当然、特別会計事業ということで、その限られた使用者及び利用者が公平に負担するべきものを、一般町民に広げるというわけにはいきませんので、今条例案に賛成の立場で討論とします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって議案第 96 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 97 号について、委員長報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 97 号、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の改正に対して、反対の討論を行います。

同様に、使用料に消費税の増税を住民に求める改正であり、議案第 95 号の同様の趣旨で反対をいたします。

議長（西岡 正君） 賛成討論。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 議案第 97 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

討論の趣旨は、95 号及び 96 号と同趣旨であります。これに見るように関連する消費税の引き上げ分を全く条例改正をしなく対応していくということは、その全てを町が負担するという結果になります。

当然のことながら、その増額分について、公の補助、助成等は全くありません。

ということは、一定の特別会計に対して、町の繰入金を増額していく。現行でも相当額の法定外の繰り入れを、いろいろな特別会計に行っている中で、さらにこれ以上、利用者、その使用形態に関連なく、広く町民に負担を行うということは、著しい不公平につながるという観点から、今回の 97 号議案、賛成の立場で討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 97 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 97 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 98 号について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 議案第 98 号、上水道及び簡易水道給水条例改正に対しての反対討論を行います。

水道料金を外税方式にすることで、来年度分の水道料金から消費税分の 3 パーセントの料金の値上げになります。

下水道料金の引き上げと同趣旨で住民負担増の提案は認められません。

さらに、佐用ゴルフ場への水道料金についての改正について、町内のゴルフ場と同様に改正するという内容です。町が、公平な行政運営をすることは当然です。

しかし、旧南光町でゴルフ場との間で行った契約は、水を大量に利用するゴルフ場に対し、住民の飲料水を、まず確保するという行政の立場から、5,000 立方メートルまで 1 立法メートル当たり 250 円となる基本料金と、それを超える水に対し 1 立法メートル当たり 400 円の超過料金という内容です。

合併後の平成 19 年には契約が更新されています。

今回の改正について、町は、ゴルフ場から契約時より基本料金の 5,000 立方メートルを超える水量を使用するようになったこと。別荘関係者からも水道料金が高いので安くしてほしいという申し出があると説明しました。

ゴルフ場の使用水量が多くなったと言っておりますが、条例の現行に明記してあるように、5,000 立方メートルの水を保障する水道が下徳久と西徳久の 2 口あったこと、合計 1 万立方メートルを旧町時代から保障してきました。

しかし、町の都合でなくゴルフ場の都合で 1 口しか使用していないとして、合併後の平成 19 年 4 月の契約変更を行い、実質は 1 口の料金体系になった経過があります。

水道料金について、佐用ゴルフ場の 125 万円の基本料金は 1 立方メートル当たり 250 円です。町内の他のゴルフ場の料金は、現行 1 立法メートル当たり 262 円で、佐用ゴルフ場は 5,000 立方メートルまでは安い料金で使ってきたことになります。

今回、条例改正することで、来年 4 月以降の佐用ゴルフ場の水道料金は、平成 24 年度

の使用料で計算すると、約 900 万円の使用料が減額されることになります。簡易水道会計に与える影響は大きいものがあります。

また、ゴルフ場の責任で排水する別荘関係者の水道料金は、ゴルフ場の責任で対応すべきことですが、料金の実態も明らかになりませんでした。

町内の他のゴルフ場と公平にと言うのであれば、佐用ゴルフ場の水道料金滞納問題を解決した後に行うのが筋ではないでしょうか。

以上、指摘し条例改正に反対します。

議長（西岡 正君） はい、賛成はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 議案第 98 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について賛成討論をいたします。

この議案は、来年 4 月より消費税が 5 パーセントから 8 パーセントになること。さらに、再来年には 10 パーセントになることが予定されているため、今後の改正を見込んで、料金を内税から外税にしたものである。

外税にすることにより使用料金が分かりやすくなり、この改正は、当然と言えます。

5 パーセントから 8 パーセントになるため、使用料の負担は 3 パーセント増えることになるが、仮に一般会計から繰り入れるとなると 24 年度決算の簡易水道会計の使用料で見ると、約 1,020 万必要になる。これは、24 年度の地域づくり協議会助成金に、ほぼ匹敵するものである。消費税分は、利用者が負担するのが望ましい。

特定区域の料金の改正ですが、旧南光町時代からの経緯は、よく分かりませんが、その地区に住民票を移動して、佐用町民となって生活しておられる方や、町内には、ほかの同類の企業もあることから、行政の立場上、公平の原則から見直すことは、当然と言える。

以上をもって賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

はい、ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 98 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 107 号 財産の取得について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7 に入ります。

日程第 7 ほか本日、追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって

配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。
それでは、日程第 7、議案第 107 号、財産の取得についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 107 号、財産の取得についての提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、庁舎整備事業における株式会社きんでん所有の用地の取得に伴い、土地に付随する事務所、倉庫の建物を一括取得するものでございます。

予算につきましては、議案第 99 号、一般会計補正予算として 17 日の本会議において議決決定をいただいております。

事務所建物は、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、床面積 360.1 平方メートル、倉庫は 2 棟あり、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、床面積 260 平米と鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建で床面積 378 平米でございます。

取得価格は消費税込みで 5,181 万 4,168 円で、大阪市北区本庄東 2 丁目 3 番 41 号、株式会社きんでん、代表取締役 前田幸一氏と売買契約を締結いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 取得価格の 5,181 万 4,168 円の算出根拠と、ちょっと契約には土地も関連していますので、土地建物それぞれ固定資産税評価額は幾らでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。
評価額につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

土地につきましては、4,508 万 1,510 円となっております。4,508 万 1,510 円でございます。

建物につきましては、3 棟の合計ですけれども、3,282 万 5,028 円。3,282 万 5,028 円となっております。

取得の価格につきましては、これは、私のほうの推測でございますけれども、再建築価格で購入をされておるんじゃないかなと思っております。

それは、こちらの企画のほうから、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） そしたら、所得の評価方法について、私のほうから、ご説明いたします。

今、税務課長が申し上げましたとおりですね、建物につきましては、税務課の再建築費によりまして購入をしたものでございます。

それから、土地もでしたか。土地につきましてはですね、基準地 1 点、事例地 2 点の 3 点を設定いたしまして、時点修正等の補正を加味して価格を決定いたしましたものでございます。

以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） その価格設定する場合には、不動産鑑定士が適正な価格の設定されると思うんですけど、不動産鑑定士、補正予算の時には、不動産鑑定士には依頼してなかったという答弁でしたけれども、不動産鑑定士に、その依頼しなかった、それを算入根拠しなかった理由は何でしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 特に理由とはないんですけども、きんでんのほうからですね、これぐらいの価格でということもございますので、これぐらいのいうか、再建築価格でいいのかどうかということでやりました。

ただ、民家につきましてはですね、不動産鑑定士というか、物件調査業務を委託いたしまして、ちゃんと委託をしたものでございますけど。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 民家については、ええは。

今回の、本件になっている建物については、不動産鑑定士は入っていないという、これではよろしいでしょうか。

企画防災課長（久保正彦君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 建物の固定資産税の課税評価額の関係ですね、これで、課税評価額が、建物の場合は課税標準額と同じになりますけども、課税評価額を上回るというのがね、購入する場合に、それが果たして適切な購入なのか、どうなのかという点での、一つの基準になるというふうに思うんですね。

それで、補正予算の中で、岡本義次議員が、いろいろ指摘をされていましたが、町民から見てね、やっぱり適切な価格で購入すべきという声は、やっぱり強いです。

そういうことからしたらね、一つの根拠というのは、やっぱり建物の場合は、課税評価額、これが根拠になるというふうに、当然、今の状況から見たらね、課税評価額を下回るのが妥当なところだろうというふうに考えるのが普通だと思うんですね。

それから見たら、課税評価額が 3,100 万で、購入価格が 5,100 万、これ消費税やってますけど、のいたら 4,900 万。余りにもね、課税評価額との差がありすぎる。こういう購入というのは、いかななものかというふうに思うんですけども。

いや、これ再建築価格云々言われるけど、課税評価額というのが、大事な基準にすべきじゃないか。購入時点において、その点では、どのように考えられますか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課税評価額というのは、税を課税するための評価。これは、新築した場合でもですね、まず、新築時点においても建築価格よりか、かなり下回ります。

ですから、これは 3 年ごとに評価かえもして、不動産のね、それもありますけども、当然、今、鍋島議員が課税評価額以下に買うべきというのは、どこの補償においても、普通あり得ないと思いますね。

これは、課税というのは、その評価額の、だいたい何割という形で評価額というものを決定をして、安く、ある程度、再建価格よりか、当然、安く評価をしながら課税をしているということでもあります。

保障する場合には、再建価格という形で出していきます。これは、どの保障でも適用してやっていることでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） だから、ちょっと補正予算の審議の中でね、岡本議員なんか指摘していたのが、結局、駐車場として用地は確保したいという中で、事務所と倉庫が、倉庫が、その（聴取不能）どうのこうの言いますけども、事務所があった。事務所も、これがほしいから購入するものでなくて、これは土地購入の中で出てきた問題であるということは明らかですね。そういう物件の購入なんですよ。

町が、この事務所と倉庫を購入したいための交渉ではなかったという経過からすれば、そのあたりは、やっぱり課税評価額での交渉というのは、当然あるんじゃないかと言うとるんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは当然、取得を申し入れた町側と、所有者のきんでんさんとの交渉ですから、町の都合だけでですね、当然、交渉ができるものではありません。

これは、相手がきんでんだけじゃなくって、今、今回、民家買う場合でもそうです。建物がほしいから町が買うわけではない。その土地があり、その土地に付随した建物というのは補償しなきゃいけない。これは当然のことです。

ですから、それに伴って評価額という、再建価格というものをね、算出しながら交渉をしているということでもあります。

ただ、その建物については、町としても、当然、利用できるものを、うまく利用していいということ考えておりますのでね、今回、それを取り壊すということはありません。そのまま活用していきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） この建物につきましてはですね、築何年であって、減価償却率、その他考えてですね、今、建物の評価、3,282 万 5,028 円と評価されておりますけれど、これらの分も鑑みてですね、その積算根拠というのは、そういう分も含めてされたんかどうか、そこらへんについて、お伺いいたします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この建物、きんでんの建物については、平成3年造でございます。

税務課が持っております再建築価格というのはですね、毎年、見直しをされている。毎年、見直しされていると思うんですけども、それが、基準として妥当だということで購入したものでございます。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、よろしいか。

はい、ほかに。ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 議案第 107 号、財産の取得の反対討論をいたします。

不動産建物の価格の算出は、一般的に固定資産税評価額を 0.7 で割った額とされ、築年数が古い建物の場合は、固定資産税の評価額が、そのまま算定価格となります。

本件の固定資産税評価額は 3,282 万円であり、提案されている 5,181 万 4,168 円は、この算定価格からすれば、1,900 万円も高額で適正な価格とは言えません。

また、もう一つの算定価格は不動産鑑定士による評価です。不動産鑑定士は、地価公示法に基づく標準地の鑑定評価のほか、現実の社会経済情勢のもとで合理的と考えられる市場での適正な価格を的確に把握するという業務を行うもので、客観的適正価格を提示できますが、不動産鑑定士が評価していない価格ということからも適正な価格と言えず、この財産の取得は認められません。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

12 番（岡本安夫君） 議案第 107 号について賛成討論いたします。

この議案はですね、いつでしたかね、補正予算の時の予算で認められております。

以上の理由によって賛成といたします。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 107 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 107 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって議案第 107 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 8．同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8 に入ります。同意第 2 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで教育長、勝山 剛君の退席を求めます。

〔勝山君 退場〕

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

平成25年12月26日をもって勝山 剛教育委員の任期が満了をいたします。つきましては、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

同意第2号につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りします。同意第2号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 討論をさせていただきます。

議長（西岡 正君） そしたら、賛成ですか。反対ですか。

8番（笹田鈴香君） 賛成討論。

議長（西岡 正君） はい。

8番（笹田鈴香君） 勝山 剛氏を教育委員に任命する同意議案の賛成討論をいたします。

同氏の教育長としての、この4年間を評価する上で、小中学校規模適正化、すなわち学校統廃合問題で、どういう態度を取られたか、このことが重要なポイントに挙げられます。

私たち日本共産党町議団は、昨年学校統廃合での町民アンケートを実施し、1,000通を超える回答がありました。その中で、圧倒的に多かった町民の声は、町教育委員会は説明責任を果たせであり、町民の納得第一で進めることを求めるものでした。

町教委の取り組みの実態は、まず、最初の保護者や教員へのアンケートの実施内容そのものが、公正さを欠くものであったことや、住民への説明責任が十分なされていなかった問題。

また、三土中学校閉校問題では、当初、2015年以降とされていた閉校が2014年閉校で両市町の教育委員会で協議されていた内容を議会や町民に何の報告もしていなかったことの責任は問わなければならないものです。

しかし、全体的に見て、同氏を評価できる点は、統廃合計画を強行せずに住民合意が不

十分な校区は協議期間の延長などの計画を変更されたことです。このことは決定的ともいえるものであり、引き続き十分な協議が進められることを第一に対応されることを求めて賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

同意第2号、佐用町教育委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで教育長、勝山君の入室を命じます。

〔勝山君 入場〕

議長（西岡 正君） 勝山教育長に報告します。ただ今、教育委員の任命につき同意されましたので報告します。今後ともよろしく願いをいたします。

日程第9．同意第3号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第9、同意第3号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第3号佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

平成25年12月26日をもって横生 均教育委員の任期が満了をいたします。つきましては、引き続き任命いたしたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

同意第3号につきましても、本日即決とします。

お諮りします。同意第3号についても、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第3号、佐用町教育委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10. 閉会中の委員会所管事務調査等について

議長（西岡 正君） 続いて日程第10に入ります。

日程第10は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、お手元に配付いたしています別紙の申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第57回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

大変、年の瀬も押し寄せまっています。今期定例会は開会時も申し上げましたように、6日から24日、19日間、その間、委員会等でも十分ご審議をいただいて、そしてまた、本日の案件につきましても、適切妥当な答えが得られました。本当にありがとうございました。

これから、段々と寒くなっています。議員各位におかれましては、お体をご自愛の上、町民の生活向上のために、福祉向上のために、なお一層のご活躍を希望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） それでは、閉会にあたりまして一言、ご挨拶させていただきます。

まずは、本議会に、本会議に上程をさせていただきました議案全て、原案どおりご決定、また、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ、今年も残すところ、あと1週間となりました。議員皆様方には、この1年間元気に議会活動にご精励をいただきまして、町発展のために、いろいろとお世話になりま

したことを改めて厚くお礼を申し上げます。

25 年度も、年明ければ、後の残すところ 3 カ月となります。26 年度に向けてですね、年明けから予算編成にも着手をいたします。いろいろと社会情勢厳しい、また、大きな変化を伴っておりますけれども、将来をしっかりと見据えながら、町民皆様のご期待に沿うべき予算編成を行っていきたいと思っております。また、ご指導を賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

来年は、午年ということでございます。午年にちなんでですね、元気な明るい年になるように、本当に希望したいと思っております。

お正月、皆さん方にも、家族おそろいでゆっくり休んでいただきまして、一つ来年 4 月には、また、議会の改選の選挙も控えております。それぞれ引き続いて、本町、佐用町発展のためにですね、ご活躍をいただくよう、元気な、よい年になるようご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、それでは、御苦労さんでした。

午前 10 時 28 分 閉会
